

## Ⅱ. 日本作物学会紀事論文審査要領

(2008年3月27日一部改正)

1. 編集委員長は部門編集委員、および地域編集委員を委嘱する。
2. 編集委員長は投稿原稿の内容に対応する部門編集委員を選び、審査を依頼する。
3. 部門編集委員は校閲者2名を選び、投稿原稿の校閲を依頼する。校閲者のうちの1名は部門編集委員でも可とする。部門編集委員は原稿の修正を著者に求めることができる。
4. 校閲結果に基づき、部門編集委員は論文の採否を編集委員長に答申する。
5. 二つ以上の部門にまたがる投稿原稿や新しい部門に属するものなどは、編集委員長が直接編集専門委員に校閲を依頼する。
6. 地域編集委員は担当する地域の本学会員に論文の投稿を勧めるとともに、当該会員から要請があればその論文を校閲した上で編集委員長に推薦する（推薦論文）。編集委員会が受け付けた推薦論文の校閲者は1名で可とする。また、地域編集委員は、編集委員長の要請により部門編集委員を兼ねることができる。
7. 投稿原稿の最終的な採否は編集委員長が決定する。採択決定日を受理日とする。
8. 修正を求めた原稿が3ヶ月以内に再提出されない場合は取り下げたものとみなす。
9. 原則として採択された論文の英文要旨は学会が指定した英語専門家により添削を行なう。
10. 研究・技術ノートの審査も本規定に従う。総説などは編集委員長が必要に応じて編集専門委員に校閲を依頼する。
11. 採択された論文の掲載順序、体裁は編集委員長が決定する。
12. 初校と再校は著者が行う。校正に際しては原稿の改変を行ってはならない。